

令和6年9月18日

精華町議会

議長 三原和久様

総務事業常任委員会

委員長 奥野弘佳

総務事業常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第52号	精華町社会福祉奨学基金条例廃止について	原案可決
議案第53号	精華町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正について	原案可決
議案第55号	相楽都市計画光台地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等一部改正について	原案可決
議案第56号	精華町公共下水道使用料及び手数料徴収条例一部改正について	原案可決

【委員長報告】

議案第 5 2 号	精華町社会福祉奨学基金条例廃止について	原案可決
-----------	---------------------	------

【概要】 精華町社会福祉奨学基金の設置目的である奨学費の給付は、令和 4 年度から新規申請の募集を停止したことにより、令和 5 年度をもって支給対象となる生徒がいなくなったことから、当該基金を廃止するもの

《質疑・討論なし》

議案第 5 3 号	精華町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正について	原案可決
-----------	--	------

【概要】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行い、また、同法第 9 条第 2 項の規定により個人番号の利用範囲を追加するもの

《質疑・討論なし》

議案第 5 5 号	相楽都市計画光台地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等一部改正について	原案可決
-----------	---	------

【概要】 条例制定以降に生じた上位法の一部改正に伴う条ずれ等の解消を含む字句の整理及び罰則規定、表記等の統一化を図るため、関連条例を改正するもの

Q 光台地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に該当する物件は、現在、本町にあるのか。

A 改正によって影響を受ける建築物はない。

Q 罰則対象者を変更した理由は何か。

A 改正前は建築主が罰則対象であったが、建築基準法において設計者が罰則の対象としていることから、これに準じた条例制定が求められ、罰則対象を改める。

《討論なし》

議案第 5 6 号	精華町公共下水道使用料及び手数料徴収条例一部改正について	原案可決
-----------	------------------------------	------

【概要】 精華町下水道排水設備指定業者登録における更新手数料の改定を行うもの

Q 更新料 15,000 円は高いのではないかと。登録する業者数の減少や競争力の低下を招かないか。現在、本町にあるのか。

A 町内外での登録業者数は 107 社のうち、97 社が京都府で活動されていることから登録業者数が減少する恐れはないと考える。

Q 零細業者から料金を低く設定してほしいとの声を聞くが、どうか。

A 水道は、新規更新ともに15,000円であり、足並みをそろえていきたい。また、事務的作業時間に人件費を計算したところ15,000円となり、妥当と考える。

《反対討論あり》

● 1点目は、登録手数料を近隣並みにというのであれば、新規登録を1万円にし、更新手数料も1万円にするというのが、一番合理的な考え方である。

2点目は、更新手数料の値上げにより、登録事業者が減る可能性もあり、競争力も落ちてしまうことで、公共事業や個人からの発注にも影響が出ると考える。

3点目には、規制緩和が進んで零細企業の経営が苦しくなる中で、基本的には更新手数料を3,000円に据え置くことが、町内事業者の育成のためにもなり、あえてそろえる必要はないと考える。

以上、3点により反対する。

《賛成討論なし》